



指定管理者を募集します

市では、市民サービスの向上および効率的な施設運営を行うため、公の施設の管理運営を民間事業者や団体に行っていただく指定管理者制度を導入しています。次の施設について、指定管理者となる事業者等を募集します。

◎募集概要

施設名称		指定期間	業務内容	問い合わせ・提出先
①	指定障害福祉サービス事業所等施設 (4施設一括)	令和3年 4月1日 ～ 令和8年 3月31日 (5年間)	指定障害福祉サービス事業所等の運営管理	障害福祉課 (☎ 82-1170)
②	児童館7施設 (各児童館で募集)		児童館施設の運営管理	子育て支援課 (☎ 82-1207)
③	江汐公園		施設の運営(使用許可等)および施設・設備の維持管理	都市計画課 (☎ 82-1162)
④	中央福祉センター	令和3年 4月1日 ～ 令和6年 3月31日 (3年間)	施設の運営(使用許可等)および施設・設備の維持管理	社会福祉課 (☎ 82-1174)
⑤	小野田南部地区都市公園他施設 (10園一括)			都市計画課 (☎ 82-1162)
⑥	小野田北部地区都市公園施設 (27園一括)			
⑦	山陽地区都市公園他施設(25園一括)			施設・設備の維持管理

◎応募期限 10月30日(金)

◎応募資格

- ①：募集要項に定める要件を満たす市内の社会福祉法人
- ②～⑦：募集要項に定める要件を満たす市内の法人・その他団体

◎選定方法

指定管理者選定委員会において、選定基準に沿って審査し、決定

※募集要項、仕様書は各提出先に備えています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

指定管理者制度とは？

公園施設や福祉施設など、市民のみなさんが直接利用する「公の施設」の管理運営を広く民間の事業者や団体にも委ねることができる制度です。公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上や経費の節減を図ることを目的としています。

◎問い合わせ先
各提出先